二　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条第１項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書
三　技術士であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第１号から第５号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
・技術士登録等証明書
四　一級建築士
・一級建築士免許証（写し）（各都道府県の建築士会で原本照合を受けたものに限る。）
五　電気事業法第44条第１項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者
・第一種電気主任技術者免状（写し）又は第二種電気主任技術者免状（写し）
六　薬剤師
・薬剤師免許証（写し）
七　情報処理技術者試験規則第６条第２項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第５号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
・情報処理技術者試験合格証明書
八　電気通信事業法第46条第３項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者
・電気通信主任技術者資格者証（写し）
九　司法試験に合格した者
・司法試験合格証明書
※司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第２次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第２次試験を受け、当該試験に合格した者については、司法試験第２次試験合格証明書（平成12年以前については受験した民事訴訟法、行政法又は国際私法を選択した旨の記載があるもの。）
十　司法書士
・登録事項証明書
十一　行政書士
・登録事項証明書
※上記④のうち、短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定について、平成24年度弁理士試験に適用される申請の締切日は、平成24年２月29日（水）とする（必着）。
※上記⑥の一及び二について、平成24年度弁理士試験に適用される選択科目免除資格認定申請及び選択科目免除資格仮認定申請の締切日は、平成24年２月29日（水）とする（消印有効）。
※上記⑤及び⑥の三、四、七、九から十一を証明する書面については、平成24年１月13日から平成24年４月10日までに発行されたものに限る。
6　受験願書の交付
⑴　交付期間　平成24年３月１日（木）から平成24年４月10日（火）まで（行政機関の休日に該当する日を除く。）
なお、インターネットによる受験願書請求については、平成24年２月１日（水）から平成24年３月28日（水）まで
⑵　交付時間　午前９時から午後５時まで
⑶　交付場所
・特許庁〔東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁庁舎１階〕
・日本弁理士会〔東京都千代田区霞が関三丁目４番２号　商工会館・弁理士会館ビル〕
・北海道経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔北海道札幌市北区北７条西４丁目新北海道ビルヂング12階〕
・東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔宮城県仙台市青葉区本町三丁目４番18号　太陽生命仙台本町ビル７階〕
・関東経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館９階〕
・中部経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号　名古屋商工会議所ビル地下２階〕
・近畿経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔大阪府大阪市中央区大手前一丁目５番44号　大阪合同庁舎第１号館３階〕
・中国経済産業局地域経済部次世代産業課特許室〔広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎３号館１階〕
・四国経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔香川県高松市林町2217番地15　香川産業頭脳化センター２階〕
・九州経済産業局地域経済部技術企画課特許室〔福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号　福岡合同庁舎６階〕
・内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課特許室〔沖縄県那覇市おもろまち四丁目17番９号　ＴＮビル４階〕
⑷　郵送による受験願書の請求　返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）の封筒に受験願書の送付を受ける先を明記し、140円分の郵便切手を貼付すること。）を添えて、東京都千代田区霞が関三丁目４番３号（郵便番号100―8915）特許庁総務部秘書課弁理士室試験第一班あて、平成24年３月１日（木）から平成24年４月４日（水）（必着）までに請求すること。封筒の表面には「弁理士試験受験願書請求」と朱書すること。
⑸　インターネットによる受験願書の請求　平成24年２月１日（水）から平成24年３月28日（水）までに、特許庁ホームページ（http://www.jpo.go.jp/indexj.htm）から請求すること。
7　受験願書等の提出
⑴　提出方法　受験を希望する者は、受験願書と同時に交付する封筒を用い、東京都千代田区霞が関三丁目４番３号（郵便番号100―8915）特許庁内　工業所有権審議会会長あて、簡易書留郵便により送付すること。
※郵送のみの受付となるため、特許庁に直接持参しても受け付けないので、注意すること。
⑵　受験願書等の受付期間　平成24年４月１日（日）から平成24年４月10日（火）まで（期限厳守）
※平成24年４月10日（火）までの消印有効
8　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する（インターネットによる受験願書請求分を除く）。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年１月13日　　国土交通大臣　前田　武志

種類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘要
電子国土基本図（地名情報）　住居表示住所	平成21年	明石市	2500レベル	
	〃	西宮市		
	〃	芦屋市		
	〃	伊丹市		